(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに紋別市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第四項の規定により、幸手都市計画事業東武動物公園駅西口土地区画整理事業の施行規程及び事業計画について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年一月十日

国土交通大臣　前田　武志

一　縦覧開始の日　平成二十四年一月十一日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目四番一号宮代町役場一階
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第十四号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の二の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の三の十六第一号の規定により、公示する。

平成二十四年一月十日

国土交通大臣　前田　武志

(一)　登録年月日　平成二十三年十二月十六日
(二)　登録番号　28
(三)　氏名又は名称
全国基礎工業協同組合連合会
社団法人日本基礎建設協会
(四)　住所
東京都江戸川区平井五丁目十番十二号
東京都中央区八丁堀四丁目十四番七号
(五)　法人である場合の代表者の氏名
梅田　巖
陣内　孝雄
(六)　講習事務を行う事務所の所在地
東京都江戸川区平井五丁目十番十二号
東京都中央区八丁堀四丁目十四番七号
(七)　登録基幹技能者講習の種目
登録基礎工基幹技能者

○国土交通省告示第十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月十日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
惣静川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和四十七年建設省告示第三百五号で指定した土地の区域を除く。）

岡山県真庭市久世

字賤谷　七五四番九
字美ノ尾峪　七五九番四から七五九番八まで
字美ノ尾峠　七六〇番一
字枡据　七六〇番三から七六〇番一九まで
七六〇番二三から七六〇番二六まで
七六一番一から七六一番一三まで
字大ﾋﾞ　七六五番一
七六八番一
七六九番一
七六九番三から七六九番二七まで
字笹樽　七七〇番一
七七〇番三から七七〇番五まで
七七一番一及び七七一番二
七七一番四及び七七一番五
字長畑平　七七九番及び七八〇番
七九四番及び七九五番
字笹摺　七九七番及び七九八番
七七二番三及び七七二番四
七八三番
七八五番
七八八番
七九六番
七九九番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和四十七年建設省告示第三百五号で指定した土地の区域を除く。）

岡山県真庭市惣

字笹樽　七八一番　三号及び四号
字塚芝　八一一番一　一号及び二号

○国土交通省告示第十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月十日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
天王沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路及び河川の内その接している区間の道路敷及び河川敷

栃木県足利市名草中町

字西根　三六三八番から三六四五番まで
四七一〇番
四七一二番から四七一八番まで
字殿入　四七二六番及び四七二七番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）

栃木県足利市名草中町

字西根　三六五三番　一号
三六五〇番　二号
四七〇九番　三号
四七一〇番　四号
三六四五番　五号
三六三八番　六号及び七号
三六三五番　八号
三六三三番二　九号

○海上保安庁告示第九号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年一月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PM　36　おきつ　を「PM　36　おきつ　しらかみ」に改める。

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC　103　わかぐも」を「PC　103　うらづき」に改める。

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PM　97　くなしり」を「PM　97　いしかり」に改める。

第四条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PS　103　こんごう　PS　106　しづき」を「PS　103　こんごう　しづき」に改める。

別表巡視艇の項中「PC　72　うらゆき　PC　74　あそゆき　PC　75　はたぐも」を「PC　72　うらゆき　PC　74　あそゆき　PC　75　はたぐも」に改める。

第五条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC　111　はぎなみ」を「PC　111　たつぐも」に改める。

第六条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC　210　かわぎり　PC　211　とさぎり」を「PC　210　かわぎり　とさぎり」に改める。